

建設工事等入札参加にあたっての注意事項

平成20年4月から、太田市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要領第11条及び別表1に定める条項に関して、「口頭注意」・「書面注意」等の具体的な運用基準を定めて運用しています。

(注)

(注)『太田市HP>>行政情報-入札・契約・検査>>契約課のページへ>>平成20年度建設工事等入札参加上の注意事項について>>指名停止措置に係る運用基準』を参照下さい。

最近、入札契約における「不正又は不誠実な行為」として、次のケースが多く見受けられますので、入札参加にあたりましては、十分注意してください。

1 設計図書未購入（現場説明不参加）による失格

入札参加申し込みした案件の設計図書の販売日は、入札日程や入札公告でお知らせしています。買い忘れには、十分気をつけてください。

2 入札書の誤記等による失格

発注者の宛名が異なっていたもの
予定価格超過又は最低制限価格未満での入札したもの（事前公表案件）
代表者印が欠落したもの
入札郵送締切日に間に合わず、入札書が未到達となったもの
入札書を郵送する封筒に記載してある履行名称と入札書の履行名称が異なるもの

入札書を作成した時には、必ず再確認を行ってください。

3 開札日不参加による失格

平成20年4月から、小規模案件については指名競争入札を行っています。当日入札辞退する場合は、必ず前もって「辞退届」を提出してください。

何らかの意思表示がないときは、「失格」扱いとなり、口頭注意等の対象となります。

平成20年10月 契約課